

令和 4 年度公共串内牧場放牧牛取扱要領

富良野広域連合公共串内牧場の設置及び管理に関する条例第 12 条の規程に基づく放牧牛の取扱に関しては、この要領により行うものとする。

1. 放牧利用者の資格

- ① 富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村で、牛を飼養している者若しくは団体とする。
- ② 草地利用に支障がないと認められたときは、関係市町村外の者でも利用させることができる。（ただし、哺育育成センター等を除く。）

2. 放牧対象牛の種類及び計画受入頭数

乳用牛及び肉用牛 700 頭受入予定

3. 放牧対象牛の月齢

生後 5 ヶ月齢以上のもの（親に付けて放牧される肉用牛の仔牛は、この限りではない。）

4. 放牧利用期間

5 月 20 日（金曜日）から 10 月 28 日（金曜日）まで（後日、別途通知する。）

5. 放牧牛の群編成

- ① 人工授精対象牛は、乳用牛及び肉用牛を各々別群編成とする。
- ② 育成牛並びに妊娠牛は、乳用牛及び肉用牛を各々別群編成とする。
- ③ 肉用妊娠牛及び親子牛については、他の牛群と別群編成とする。
- ④ 牛群及び 1 群当りの頭数は、状況に応じて編成する。

6. 入牧条件

- ① 入牧する全ての牛は、個体識別番号を表示した耳標が装着されていること。
- ② 除角した家畜であること。
- ③ 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に規定する必要な検査、注射、薬浴又は投薬を受けていること。
- ④ 雄畜については、去勢してあること。
- ⑤ 原則として家畜共済に加入していること。
- ⑥ 牧場に入牧しようとする家畜の所有者は、入牧前に獣医師により当該家畜を放牧することが適当と認められていること。
- ⑦ 入牧の 1 ヶ月前までに不活化五種混合ワクチン以上の予防注射を受けていること。

7. 放牧利用牛の防疫等

- ① 牧場において次の寄生虫の駆虫を実施する。但し、薬品代は飼養者の負担とする。

(ア) コクシジウム

(イ) 線虫及び肺虫

② そのほか必要に応じ適宜予防を実施する。

8. 放牧不適牛の取扱

入牧時において、明らかに傷病牛と判断されるもの及び発育不良により放牧に適さないと判断されたものは入牧を認めないものとする。

10. 入退牧の取扱

① 入退牧予定の前日午前中までに連絡がない場合は対応しないものとする。但し、緊急対応が必要な場合は除く。

② 妊娠牛は、分娩予定日の1ヶ月前までに退牧するものとする。

③ 退牧に当っては、開牧から9月15日までは中途退牧加算額を徴収する。

11. 放牧使用料

放牧使用料金は次の通りとする。

《圏域利用者の放牧使用料》

種 類	使用料区分 月齢区分	1日1頭 につき (円)	授精対象牛年間 1回につき加算 額(円)	中途退牧牛1頭 1回につき加算 額(円)
	生後5ヶ月以上	240	3,050	1,020
肉用牛	生後5ヶ月未満	70		
	生後5ヶ月以上	220		

《圏域外利用者の放牧使用料》

種 類	使用料区分 月齢区分	1日1頭 につき (円)	授精対象牛年間 1回につき加算 額(円)	中途退牧牛1頭 1回につき加算 額(円)
	生後5ヶ月以上	270	3,570	1,520
肉用牛	生後5ヶ月未満	90		
	生後5ヶ月以上	250		

※圏域利用者＝富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村で、牛を飼養している利用者

※圏域外利用者＝富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村で、牛を飼養している以外の利用者

12. 放牧料金の納入方法

放牧料金は2期に分割し次により納入するものとする。

第1期 8月中旬（入牧より7月までの期間分）

第2期 11月中旬（8月より退牧までの期間分）

13. 人工授精

授精は、人工授精の方法により行う。

人工授精は、北海道中央農業共済組合が実施する。

授精対象牛加算額は、受胎の良否にかかわらず徴収するものとする。
当該牛が流産又は死早産及び妊娠鑑定により否であり、再授精をする場合は、徴収しないものとする。(ただし、妊娠牛で入牧し、流産等により授精をする場合は、徴収するものとする。)
自家で授精した牛の妊娠鑑定のみの場合は、徴収しないものとする。(ただし、放牧前に妊娠鑑定可能な牛は必ず妊娠鑑定を行って入牧すること。)

14. 事故の免責

牧場に入牧した家畜が盗難、疾病、熊害又はその他の事故が生じた時は、牧場施設等に瑕疵があった場合を除き、富良野広域連合はその責任一切を負わないものとする。

15. 放牧中の傷病及び事故の処理

放牧期間中の放牧牛に傷病又は事故を生じた時は、死亡等の重大な場合を除き、広域連合長の判断により適宜処理し、後日飼養者に連絡する事とするが、その処理に係る経費については飼養者負担とする。尚、長期間治療を要すると認められる場合には飼養者に退牧を願うことがある。

16. 死亡牛の処理

不幸にして放牧牛が死亡した時は飼養者及び関係機関に連絡の上、獣医師の指示に基づき適宜処理する。尚、へい獣処理場で処理する場合に係る経費については飼養者負担とする。

17. その他

- ① 利用申込書には黒ボールペンで必要事項をきれなく記載すること。
- ② 授精希望牛は、入牧牛台帳に希望種等必要事項をきれなく記載すること。

問 い 合 わ せ 先

串内牧場幾寅管理事務所（幾寅）TEL 0167(52)-2794

FAX 0167(56)-7231

串内牧場（落合）TEL 0167(53)-2366

FAX 0167(56)-7723

HP <http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/kushinai>

管理事務所メールアドレス kushinai@minamifurano-hokkaido.jp

牧場メールアドレス kushiboku@minamifurano-hokkaido.jp

郵 便 物 送 り 先

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅

富良野広域連合公共串内牧場 幾寅管理事務所